

電子資料の閲覧に供する端末の設定・貸与に関する規程

第1条 目的

本規程は、医療法人社団旭和会 東京駅センタービルクリニック治験審査委員会（以下、当院治験審査委員会）の電子資料の運用にあたって、管理運用責任者が貸与する電子資料の閲覧に供する端末（以下、端末）を治験・製造販売後調査ならびに臨床研究等に関わる業務（以下、当業務）で使用するにあたり、端末の設定及び貸与について遵守すべき事項等について定める。

第2条 定義

電子資料の閲覧に供する端末は、Apple 社製タブレット端末 iPad®（以下、iPad（ソフトウェア及び周辺機器を含む））とする。また故障等により機種を変更しなければならない場合は、管理運用責任者の了承を以って新たに端末として使用できる。

第3条 自動ロック等

iPad の自動ロックの設定は、「5 分以内」とする。また、パスワードロックの要求は原則「5～15 分後」とし、パスワードは半角英数字で 6 文字以上とする。

第4条 iPad の貸与に係る手順

- 1 管理運用責任者は、電子資料利用者に対して、iPad を貸与する。
- 2 電子資料利用者に iPad を貸与する際には、別途定める様式により、貸与品の取り扱いについて説明し、確認の為の署名を受ける。
- 3 iPad の貸与を受けている電子資料利用者は、「App」のインストール、及び削除については行えない。
- 4 管理運用担当者は管理運用責任者の指示の下、iPad の設定を行う。
- 5 その他、iPad を貸与されている電子資料利用者から、iPad の設定等に係わる事項について提案があった場合には、管理運用責任者がその必要性を判断し、管理運用責任者の指示を以って管理運用担当者が設定の変更を行う。
- 6 その他、iPad の設定について必要な事項は、管理運用責任者が別に定める。

第5条 本規定の運用

本規程の制定を以って「電子資料の閲覧に供する端末について」（以下、旧規程）は失効する。旧規定を元に運用されている業務は、本規程を以って継続する。

附 則

本規程は 2019 年 6 月 1 日から実施する。

初版 2019 年 6 月 1 日 制定